

## 宿泊施設立地可能性調査委託仕様書

### 1 業務名

宿泊施設立地可能性調査委託

### 2 業務目的

生駒市における宿泊キャパシティの拡大や、宿泊数・観光消費額の増加に直接つながる宿泊施設の立地に向けて調査を実施することにより、的確な誘致活動につなげる。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

### 4 業務内容

受託者は、各種データ・調査等を通じ、国内外の市場動向等を明らかにし、本市が宿泊施設を誘致する際の強みや課題等を整理し、誘致施策の検討を行う。

#### (1) 誘致施策の基礎となる各種データの調査

本市では以下ア～オのような内容を想定しており、参考に提示するが、自由に提案をすること。

ア 市内宿泊施設に対する調査

イ 旅行者の動向に関する調査

ウ 市内の宿泊施設の立地に適する場所の調査

エ 宿泊施設立地の可能性がある事業者の調査

オ 他都道府県・市町村の誘致施策の調査

#### (2) 調査結果の分析、誘致施策の検討及び誘致イベントにおけるPR資料の作成

(1)で収集・整理したデータ等を踏まえ、新たな宿泊施設の誘致施策の検討と誘致イベントにおけるPR資料の作成をすること。

・行政に期待される支援、土地条件、販促ツール、事業収支の予測を行う上で必要な情報など、事業者が本市への新規立地を前向きに検討するに当たり必要な内容を盛り込むこと。

・各エリア(「生駒駅周辺」、「学研北生駒駅周辺」、「市南部」、「市北部」、「生駒山」など)ごとに分析し、可能性のある施設形態、ターゲットとなる旅行者層、事業者の案等を示すこと。

・市の求めに応じ随時進捗を報告すること。打合せの際には議事録を作成の上、本市に報告を行うこと。

#### (3) その他

(1)、(2)のほか、業務目的を達成するために必要な取組について、自由に提案すること。

### 5 成果物の納入

#### (1) 業務完了報告書

書面5部(カラー)、PR資料・PR媒体100部(カラー)及び電子データ(電磁的記録媒体は任意)

※市が必要に応じ、複写・修正できるよう、パワーポイントやワード等で作成すること。

- (2) その他  
市が業務の確認に必要と認める書類及び写真等
- (3) 納入場所  
〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号  
生駒市役所 地域活力創生部 商工観光課 観光振興室  
Tel:0743-74-1111  
メール:kankousinkou@city.ikoma.lg.jp

## 6 特記事項

- (1) 業務内容等は、市及び連携先等と十分協議しながら進めること。
- (2) 業務の実施に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、市がその損害を市の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、市もその損害を負担するものとし、負担額は市と受託者の協議で決定する。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、市の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物に係る著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て市に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)は、全て市に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを公使しないこと。
- (5) 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、音楽等の著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。
- (6) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (7) 市が行う成果物の二次使用・再編集等について、市の判断で行うことができるものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と協議の上、決定する。